

川越町障害者活躍推進計画

機関名	川越町及び川越町教育委員会
任命権者	川越町長及び川越町教育委員会
計画期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間
川越町及び川越町教育委員会における障害者雇用に関する課題	<p>町長部局における令和元年6月1日現在における障害者の法定雇用率は、2.5%で、実雇用率については、法定雇用率を下回っているが、法定雇用義務は達成している状況であることから、これまで、障害者に限定した募集・採用は行ってきていない。</p> <p>障害者職員の高齢化に伴い、障害者が退職すると、法定雇用率を満たさなくなるため、今後、計画的に障害者を募集・採用していくことが求められている。</p> <p>また、教育委員会においては同日現在の障害者の法定雇用率は2.5%であり1人以上の雇用を必要とするが、雇用がない状況である。</p> <p>この理由として教育委員会の職員については、町長部局と一体で採用する職員のうち障害者が教育委員会には配属されていないことが挙げられる。これを解消するため、町長部局と一体となって募集・採用を行っていくことが求められている。</p>
目標	
1. 採用に関する目標	<p>町長部局においては計画期間内に、新たに障害者3名の採用を目指す。職員の募集において、障害者の雇用枠を別に設けて募集・採用をする。</p> <p>教育委員会においては町長部局と一体で採用する職員に関し、計画期間内における採用について、総務課と連携を取りながら募集・採用を行う。</p>
2. 定着に関する目標	<p>町長部局においては毎年、障害者任免状況通報時に、人事記録及び所属長を通じて、障害者の定着状況を把握し、管理する。</p> <p>教育委員会においても町長部局と同様に把握し、管理する。</p>
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	<p>町長部局</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者雇用推進者として、総務課長を選任する。 ○ 障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設定し、庁内掲示板等により周知する。 ○ 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとするものが資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向けの障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 <p>教育委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者雇用推進者として、学校教育課長を選任する。 ○ 障害者職業生活相談員については、町長部局の当該相談員をもって充てる。

<p>2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出</p>	<p>町長部局</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 身体障害等により、従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。 <p>教育委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 上記の場合においては、まずは総務課と協議し町全体で解決に努め、解決に至らないときは、労働局とも相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
<p>3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p>	<p>町長部局及び教育委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 相談窓口への相談のほか、人事評価の面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握し、その結果を踏まえ配慮する内容等の検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○ 措置を講じるに当たっては、障害者である職員の要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○ 募集・採用に当たっては、以下の取り扱いは行わない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定すること。 ・ 「自力で通勤できること」といった条件を設定すること。 ・ 介助者なしで、業務遂行が可能といった条件を設定すること。 ・ 「就労支援機関に所属・登録をしており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定すること。 ・ 特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施すること。
<p>4. その他</p>	<p>町長部局及び教育委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。